

公益財団法人ふくい産業支援センター次世代技術国際発信支援事業助成金
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等が国外の国際学会や展示会等へ自社の若手技術者・研究者を発表のため派遣する場合において、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）がその経費の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業等とは、原則として福井県内に事業所または工場を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していないものまたは中小企業者の団体であって法人格を有するものをいう。

（２）学会とは、日本国外で開催され、学術研究を目的とした学者の組織や団体が研究者に研究の発表、情報・意見の交換などを提供する場や会合をいうものであって、オンライン開催およびオンライン／実地併催を含む。

（３）展示会等とは、自社の得意分野や新製品、新技術などの情報提供、技術提案、製品紹介、販路開拓等を目的として日本国外で開催される見本市や催事をいうものであって、オンライン開催およびオンライン／実地併催を含む。

（４）若手技術者・研究者とは、原則として45歳以下の技術者・研究者をいう。

(交付要件)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

（１）ふくいオープンイノベーション推進機構（FOIP）の掲げる重点技術支援分野である「宇宙、炭素繊維、ヘルスケア、AI・IoT・ロボット、脱炭素関連技術」において、県内産業の振興および地域活性化につながる発表のために、国外においての国際学会や展示会等へ技術者を派遣する中小企業等であること。

（２）国外の国際学会や展示会等へ技術者を派遣する目的が、自社製品の販路開拓や自社技術の高度化を図るなど、本県産業の振興発展に寄与するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本助成金は交付しない。

（１）過去2年間において、本助成金の交付を受けたもの

（２）本助成金以外の補助金または交付金等が交付される場合

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、助成金の公募開始日から当該年度の2月末日までにおける学会や展示会等への派遣に要する費用とし、別表1，2に掲げるものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成の額は前条の規定による対象経費の1／2以内とし、1申請当たり300千円を上限

とする。

(申請)

第6条 学会や展示会等への派遣の際の経費の助成を受けようとする者は、次世代技術国際発信支援事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、支援センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学会や展示会等への発表・出展を証明する書類
- (2) 発表者が45歳以下の若手技術者・研究者であることを証明する履歴書
- (3) 経企業の業務内容のわかるもの（企業パンフレット）
- (4) 決算報告書（貸借対照表最近1カ年分）

(審査等)

第7条 理事長は、交付申請書の提出があったときは、第3条の各号に掲げる要件への可否を審査し、助成金の交付について決定するものとする。

- 2 理事長は、助成金の交付申請をした者に対して、助成金交付の可否を次世代技術国際発信支援事業助成金交付決定通知（以下「交付決定通知」という）（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、交付決定通知を受けた日の属する事業年度内に交付する。

(決定の取消)

第9条 理事長は、第7条第2項の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「助成金受給者」という。）が助成金の交付決定内容もしくはこれに付した条件に相違したときは、交付決定の全額および一部を取り消すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合には、助成金受給者に通知するものとする。

(変更または中止)

第10条 助成金受給者は、天災その他のやむを得ない事由により当該助成事業の継続が困難となった場合には、速やかに次の各号に掲げる方法で報告し、助成金受給者と理事長の両者協議の上、計画を変更または中止することができる。この場合において、両者ともその責を負わないものとする。

- (1) 助成金受給者は、次世代技術国際発信支援事業助成金計画変更(中止)願（様式第3号）を理事長へ提出する。
- (2) 理事長は計画の変更または中止について助成金受給者に通知する。

(実績報告)

第11条 助成金受給者は、学会または展示会等への派遣が完了した日から30日を経過した日または交付決定通知を受けた日の属する事業年度の2月末のいずれか早い日までに次世代技術国際発信支援事業助成金実績報告書（様式第4号）に助成対象経費支出に係る経理書類および財団

が必要と認める書類を添えて理事長へ提出しなければならない。

(助成金の請求)

第 12 条 助成金受給者は、助成金の額の確定通知を受けたときは速やかに、次世代技術国際発信支援事業助成金対象経費支払請求書（様式第 5 号）を理事長へ提出するものとする。

(協議)

第 13 条 理事長は、この要綱にない事項については、助成金受給者と協議して定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 6 月 10 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 1 月 20 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 20 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 26 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 5 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日より施行する。

別表1 助成対象経費

費目	内容
旅費	1. 旅費支給については最も経済的な通常の経路および方法により支給する。 2. 交通費は助成対象者の所属する会社の最寄駅から派遣先の最寄駅までの間で1往復に要する費用とし、グリーン車、寝台車、航空券のファーストクラス、ビジネスクラス、上級船室（一等、特等）等は除くものとする。 3. 宿泊数を計算するに当たっては、学会や展示会開催の前日に開催地に到着し、学会や展示会終了の翌日に開催地を出発するのに要する夜数を超えないものとする。 4. 宿泊費は別表2 宿泊費の上限額のとおりとする。ただし、機中泊に係る宿泊料は除く
負担金・展示費用	1. 学会や展示会等への参加費や出展料などの負担金や展示に要する費用とし、光熱水費、人件費などの経費は対象外とする。 2. 展示に要する費用（展示ブース装飾設営、展示品改造費、オンライン展示のエントリー費など）のうち対象経費と認められる金額は出展料の2倍の金額を上限とする。

別表2 宿泊費の上限額

		指定都市	甲	乙	丙
宿泊料（円／泊）		19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米地域	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン	○		
	欧州地域	西欧	○		
		東欧		○	
	中近東地域	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○		
	アジア地域	東南アジア・韓国・香港		○	
		南西アジア・中国			○
	中南米地域				○
	大洋州地域			○	
	アフリカ地域	アビジャン			○
	南極地域				○

(様式第 1 号)

次世代技術国際発信支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

(申請者) 所在地

企業の団体名

代表者役職・氏名

公益財団法人ふくい産業支援センター次世代技術国際発信支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 発表（展示）題名
- 2 発表（展示）目的
- 3 発表（展示）内容およびスケジュール
- 4 関連する基礎研究
- 5 派遣期間
- 6 派遣場所
- 学会・展示会名称 :
- 会場名 :
- 住 所 :
- 主催者名 :
- 7 発表（展示）派遣社員氏名、年齢、現住所
- 8 助成を希望する経費等
- 9 発表（展示）成果の活用方法
- 10 事務担当者連絡先

添付書類

- 学会や展示会等への発表・出展を証明する書類
- 履歴書・研究開発業務書（研究員が 45 歳以下であることを証明する書類）
- 企業の業務内容のわかるもの（企業パンフレット）
- 決算報告書（貸借対照表最近 1 カ年分）

以上

履歴書・研究開発業績書

氏 名	ふ り が な		写真貼付
生年月日	昭和 平成	年 月 日 歳	
現住所			
学 歴 ・ 職 歴			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
現在の担当業務および主な研究開発業績（研究開発分野・概要など）			

令和 年 月 日
以上のとおり相違ありません。

氏名

(様式第2号)

ふ産支才第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長

次世代技術国際発信支援事業助成金交付決定通知

令和 年 月 日付けで申込みのあった次世代技術国際発信支援事業に基づく助成金交付について、公益財団法人ふくい産業支援センター次世代技術国際発信支援事業助成金交付要綱第7条2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 選考結果

2 発表(展示)題名

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

所在地
企業の団体名
代表者役職・氏名

次世代技術国際発信支援事業助成金計画変更（中止）願

令和 年 月 日付け ふ産支才第 号で交付決定通知のあった次世代技術国際
発信支援事業に基づく助成金交付について、公益財団法人ふくい産業支援センター次世代技術国際
発信支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり計画を変更（中止）したいので、
承認願います。

記

- 1 発表（展示）題名
- 2 発表（展示）派遣社員名
- 3 派遣期間
- 4 派遣学会・展示会名称
- 5 変更（中止）の理由
- 6 変更（中止）内容

(様式第4号)

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

所在地
企業の団体名
代表者役職・氏名

次世代技術国際発信支援事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け ふ産支才第 号で交付決定通知のあった次世代技術国際発信支援事業に基づく助成金交付について、派遣が終了しましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 発表（展示）題名
- 2 発表（展示）派遣社員名
- 3 派遣期間
- 4 派遣学会・展示会名称
- 5 発表（展示）成果の概要
- 6 発表（展示）成果の活用方法
- 7 添付書類
・助成対象経費支出に係る経費書類

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

所在地
企業の団体名
代表者役職・氏名
発行責任者：
担 当 者： 連絡先：

次世代技術国際発信支援事業助成金対象経費支払請求書

令和 年 月 日付け ふ産支才第 号で交付決定通知のあった次世代技術国際
発信支援事業に基づく助成金について下記のとおり請求いたします。

記

1 発表（展示）題名

2 発表（展示）派遣社員名

3 派遣期間

4 派遣学会・展示会名称

5 精算払請求額 円（税込）
今回請求対象額
助成金交付決定額

6 振込口座

振込銀行名	銀行	支店
預 金 種 目 いずれかに○	1. 普通預金 2. 当座預金	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		